

私たちは、

# 「建設石綿被害者補償基金制度」

## の創設を求めます

### 全国の建設アスベスト訴訟の状況

2008年に東京1陣訴訟が提訴されて以来、この10年間で、北海道・東京・神奈川・京都・大阪・九州の6か所にそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が提訴されました。

全国で計12件の訴訟が進行しており、原告数は約800名、被害者数は約700名となりました。

これまでに、7つの地裁判決、4つの高裁判決が出され、このたびの大阪高裁第3民事部判決をもって、対国は10連勝となりました。さらに、本年3月の東京高裁第10民事部判決、8月31日の大阪高裁第4民事部判決に引き続き、大阪高裁第3民事部判決も、一人親方に対する国の責任を認めました。建材製造企業の責任を認める判決も、5つとなり、これまでに13社の責任が認められています。



| 判決                   | 国の責任 | 企業の責任 |
|----------------------|------|-------|
| 神奈川1陣横浜地裁 2012/5/25  | ×    | ×     |
| 東京1陣東京地裁 2012/12/5   | ○    | ×     |
| 九州1陣福岡地裁 2014/11/7   | ○    | ×     |
| 大阪1陣大阪地裁 2016/1/22   | ○    | ×     |
| 京都1陣京都地裁 2016/1/29   | ○    | ○     |
| 北海道1陣札幌地裁 2017/2/14  | ○    | ×     |
| 神奈川2陣横浜地裁 2017/10/24 | ○    | ○     |
| 神奈川1陣東京高裁 2017/10/27 | ○    | ○     |
| 東京1陣東京高裁 2018/3/14   | ○    | ×     |
| 京都1陣大阪高裁 2018/8/31   | ○    | ○     |
| 大阪1陣大阪高裁 2018/9/20   | ○    | ○     |

### 一刻も早い解決を

これだけの判決が積み重ねられ、さらに、大阪高裁第3民事部、第4民事部では、裁判所から和解勧告・打診があったにもかかわらず、国と企業はこれを拒否しました。提訴から10年が経ち、多くの被害者が命を落とし、病も進行しています。一刻も早い解決が必要です。



大阪訴訟1陣原告・大工  
肺がん再発を繰り返しながら  
裁判を闘っている



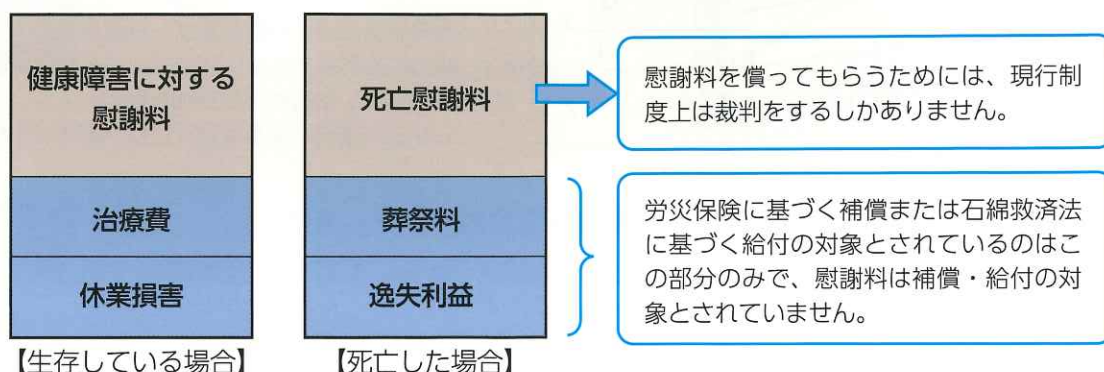
大阪訴訟2陣原告・電工  
H29年中皮腫により死亡(享年66才)

## 労災補償・石綿救済法による給付と損害賠償は異なります

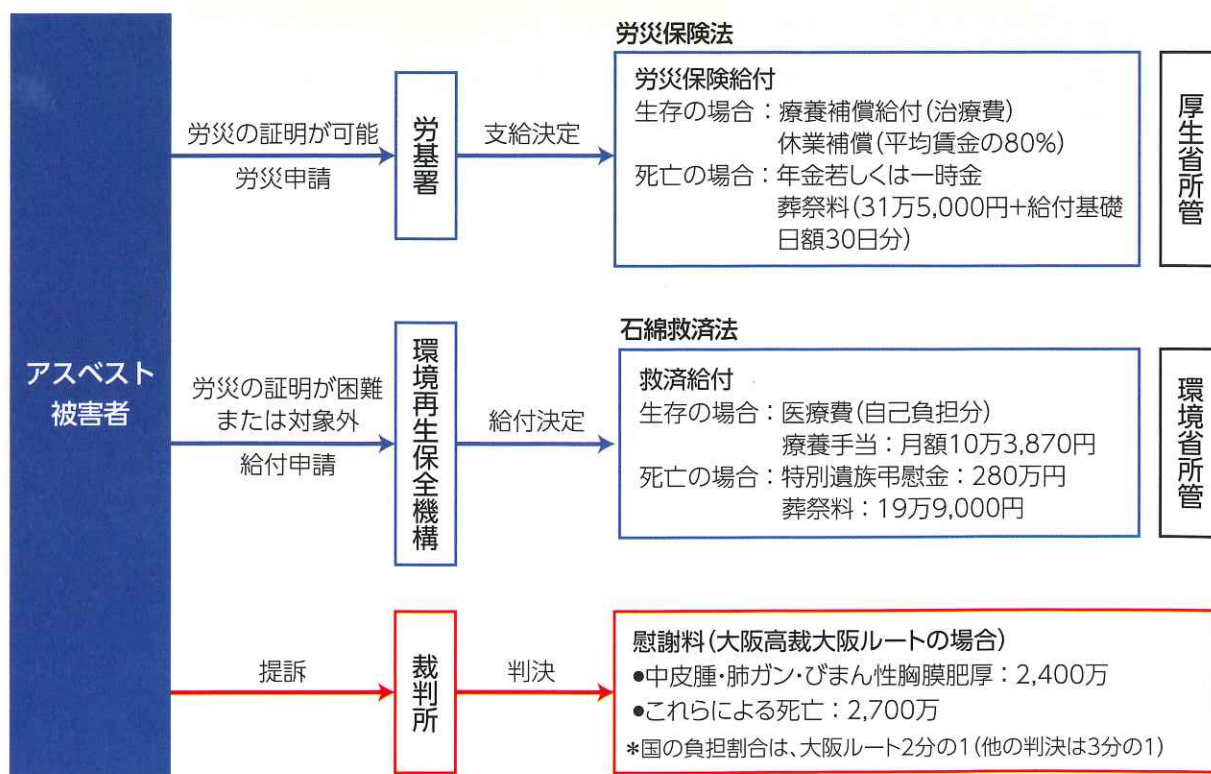
生命・身体が傷つけられたとき、主なものとして、生存の場合には、①治療費、②休業損害、死亡の場合は、③逸失利益、④葬祭料などの損害が発生します。さらに、健康を害されたことまたは生命を奪われたことに対する慰謝料も発生します。この慰謝料額は、様々な事情を総合考慮して決定されることとなりますが、交通事故の場合、一家の支柱が死亡した場合の基準は2,800万円とされています。

ところが、アスベスト被害者が労災保険法または石綿救済法によって補償（給付）されるのは、上記①～④の損害であり、慰謝料はその対象とされていません。

そのため、アスベスト被害者が慰謝料を償ってもらうためには、加害者を相手に裁判を提起しなければなりません。



### 労災補償・石綿救済法による給付制度と損害賠償との違い



このリーフレットについてのお問い合わせ先

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16 東京土建内  
TEL 03-5332-3971